

第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

平成22年2月2日(火) 10:00～11:15

1 開会

【事務局】 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には早朝より大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

また、前回の委員会の議事録につきましては、既に安保委員長に御了解いただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表させていただいております。本日お手元の資料にも、資料7として添付させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事進行につきましては、安保委員長によりしくお願いしたいと存じます。安保委員長、よろしくお願い致します。

2 議事等

(1) 報告

○ 返還事務の取組状況について

【安保】 それでは、議事に入りたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いし

ます。

まず最初に、報告案件です。了解事項の確認及び奨学金返還の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、失礼をお許しいただきまして、着席のまま御説明の方をさせていただきます。

まず、第1回監理委員会の了解事項等についてでございますけれども、第1回の監理委員会は平成21年7月6日に開催させていただきまして、その際には、取組状況の報告を行うとともに、返還免除基準や履行期限の延長に関する取扱基準、所在不明者に係る取扱基準について御了解をいただいたところでございます。

念のため、再度確認をしておきたいというふうに思います。

資料1の方を御覧ください。

3の報告事項のところでございますけれども、返還免除基準につきましては、国の基準をそのまま適用したものでございまして、借受者等の前年の収入が生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額の1.5倍以下であれば免除できることとしているものでございます。

具体的には、面談によりまして、借受者等の御家庭の状況を十分にお聞かせいただいたうえで、実際の免除判定につきましては、住民票、課税証明書、各種手帳、証明書等、客観的な証明に基づき、行っているところでございます。

なお、昨年12月に生活保護基準の見直しがあり、母子家庭に対する加算が復活されております。昨年7月に追加された学習支援費とあわせて、現在は見直し後の基準で所得判定をしているところでございます。

資料2の方を御覧ください。

網かけをしている部分が免除基準に追加した部分でございます。見直し

前に、既に非免除決定となった方につきまして、当方で確認を致しましたところ、新基準で判定すると免除になるという方は、おられませんでした。今後、既に免除となった方以外の方に対して、この周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、4の意見聴取の(1)のところでございますが、履行期限の延長につきましては、今回の制度の見直しによって、多くの借受者にとっては、奨学金の返還を求められることが不測の事態であることから、今回、免除基準に該当しなかった方で、学校の卒業後、20年以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用して、返還を行うべきとした期間と同期間を限度として、履行期限の延長を認めるものでございます。

対象者につきましては、まず、前年所得が旧自立促進援助金支給基準を下回るものの、返還免除の対象とはならない方、また、2点目として、所得が旧基準を上回った場合であっても、学費や住宅ローンの支払いなど、個別の具体的な事情によって、奨学金の返還が困難であると認められる方につきましては、個別に事前に監理委員会の御意見をお聞きしたうえで、対象としているところでございます。現在のところ、1点目の例に該当するケースで延長を認めたケースは3件ございますが、2点目の例に該当するケースは今のところはございません。

次に、(2)の所在不明者に係る取扱基準でございますが、住民票の照会及び現地確認は必須とすること。それから、隣近所への聞き取りはプライバシーに配慮して、可能な範囲で行うこと。親族への聞き取りは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り、可能な範囲で行うこと。この3点の調査を行っても、所在が明らかとならなかったときには、3年以上継続すれば免除の対象とする。という内容で御了解をいただいております。

現在の所在不明者の状況等につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。

次に、その後の取組状況と、今後のスケジュールについて、御報告をさせていただきます。

まず、取組状況でございますが、資料3の の方を御覧ください。新体制になりましてから、5月1日から順次、奨学金の実際の申請者、これはほとんどが御両親でございますけれども、直接お会いをして、お詫びと制度改正の説明を行ってきております。

前回の監理委員会で御報告させていただいた数値、下の二つ目の表でございますが、6月末日現在で借受者1,404人のうち、980人、約7割の方と面談ができているという状況でございました。その後も継続して面談に努めて参りました結果、12月の末の時点で、借受者1,404名のうち、1,381名、98.4%の方に対して、直接お会いしたうえで、お詫びと制度改正の説明をさせていただいております。

一方で、必要な調査を行っても所在が判明しないという方が7名、所在調査を今実施しているところという方が3名、調査の結果、所在が判明したので、文書を手渡す予定の方が5名、所在不明等につきましては、合計15名ということでございます。前回の委員会時の55名からは大幅に減少をしてきております。

なお、所在不明の7名の方につきましては、今後も定期的に住民票の調査等を実施して参ります。

借受者1,404名から既に面談ができました1,381名、それと所在不明等の15名を引くと、8名ということになるわけですが、この8名は住民票もその場所にあつて、郵便物も到達をするのに、訪問してもいつも不在である。相手側からも何の連絡もないと。そういうケースが

8 名ございます。

次に、でございますけれども、7 月からは全借受者を対象にして、新たに制度化した返還免除制度についての説明に取り組んでおりまして、12 月の末時点では 8 3 8 名、約 6 割の方から免除申請の提出を受けております。この 8 3 8 名の中には、借りたものは返さなくてはならないと理解を示していただいている方もおられますけれども、制度変更については納得していないものの、返還免除制度については利用するという方が相当数含まれております。

面談の際には、丁寧な説明に心がけて、事前に収入状況等をお聞きする中で、収入が免除基準を超えていることが明らかな場合には、免除申請をされないという方が多くおられまして、申請された結果、非免除決定となった方は約 3 0 名でございます。

これらの取組と並行致しまして、1 0 月からは返還免除とならなかった方などに対しまして、順次納入通知書を発行し、手渡し、郵送等により、おおむね行き渡った状況にございます。

こうした取組を進めていく中で、免除申請をされていない方のうち、制度変更を理解を示していただき、返還の意思を示していただいた方が 7 5 名おられまして、既に返還を開始していただいている方もおられます。

1 2 月の末時点で、返還すべき額を一括返還された方が 8 名、月賦または年賦で返還を開始された方が 2 0 名でございます。逆に、返還、免除申請ともに拒否をされておられる方が 4 2 名おられるということでございますので、この方につきましては、今後とも粘り強く説明をしていきたいというふうに考えております。

次にでございますが、これは 1 2 月末時点での免除判定の状況でございます。この表は高校奨学金、大学奨学金をそれぞれ 1 件、各年度ごとに

それぞれ1件としてカウントしておりますので、1,404名を超える数字になっているということでございます。

今年度の要対応件数といいますのは、総対応件数から、例えば、学校に在学中のため、猶予しているものですとか、国の奨学金を借りておられて、既に免除されているもの等でございまして、今年度は対応する必要がないというものを引いた件数でございます。

19・20年度返還分を例として御説明致しますと、1,417件の申請がございまして、免除をしたものが1,368件、これは要対応件数の65.5%でございます。非免除となったものは20件、同じく1%、12月末時点では、所得判定の途中で、決裁中というものが29件あったという数字でございます。

申請件数、免除率ともに19・20年度返還分と21年度以降返還分との間に差がございしますが、これは経過措置として、19・20年度返還分は旧基準を適用しているためでありますので、19・20年度返還分のみ申請されるというケースもございます。

今後につきましては、免除とならなかった方に対しまして、履行期限が到来するまで引き続き返還についての協力を求めていくとともに、返還猶予・分納等の説明を丁寧に行い、できるだけ返還してもらいやすい条件を整えていきたいというふうに考えております。

取組状況等の報告は以上でございます。よろしくお願いします。

【安保】 ただいまの報告について、委員の皆様から御質問とかございませんでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川】 5ページの のところなんですけれども、「今年度は手続不要」という部分のその具体的なケース、なぜ今年度か、その辺も含めてお願いします。

【事務局】 高校の奨学金を借りておられて、まだ現在大学に在学中の方ですと、猶予の手続をもう既にされておられる方とかがおられます。

【長谷川】 そういことですか。

【事務局】 それと、奨学金には2種類ございますので、国の奨学金と京都市の就学奨励金がございますけれども、国の奨学金の方ですと、返還初年度に免除判定を致しまして、それで免除になれば5年間免除になるわけですね。その期間がまだ今年度、その5年の間に入っているというような方、そういったケースの方が今年度は手続不要ということでございます。

【長谷川】 そういことですか。わかりました。

【安保】 それでは、私の方から、前回の6月末時点からすると、面談済みの方が30%ぐらい増えられたということで、どうでしょうか、新たに30%の方に面談をされて、前は面談されたときの御意見とかを紹介いただいたんですけども、新たに面談された方の反応というかですね、御意見というのはどういうものなんでしょうか。

【事務局】 全体と致しましては、前回は報告させていただきましたとおり、制度については理解できるが、納得はできないと。厳しい言葉をいただく場合としては、「詐欺行為や。」というような御意見も未だにいただいております。

ただ、納得はしてないけれども、せっかくこういう免除制度があるのだから、それについては利用させてもらおうというような方が多うございます。

それから、やはり後ほど、また御意見をいただくんですけども、この不景気の中で失業をしたというような形での御相談というのもいただいております。

【安保】 それと、非免除決定になられた方がいらっしゃいますね。この方については、非免除決定の決定通知を送られて、その後の反応というかですね、

そうすると、納付をいただくことになるんですけども、それはいかがでしょうか。

【事務局】 非免除になられた方につきましては、単に郵送ということではなくて、直接、持参をさせていただきまして、非免除になった理由、それから、今は非免除であったとしても、申請が可能な期間に、例えば家族構成が変わられたりとかした場合につきましては、また免除になる可能性もございますので、そのあたりも十分、説明をさせていただいております。その時点では、非免除となったことについては、一応納得をしていただいているという状況でございます。

【長谷川】 それと、もう1点、すみません。

【安保】 はい、長谷川委員、どうぞ。

【長谷川】 先ほど、8名の方がですね、住民票があり、郵便物は届き、訪問してもいらっしゃらないということですね。それは、単に戸が閉まっているだけか、そこにお住まいの形跡というか、そういうなんはどうなんですか。郵便物は届くということはやっぱりいらっしゃる。

【事務局】 そうですね。こちらも時間を変えて、曜日を変えて、場合によっては土日も含めて訪問はさせていただいております。

【長谷川】 そこまでされているんですね。時間変えたりして。

【事務局】 はい。そういう中で、例えば、新聞、郵便物が昨日あったのに今日はなにかね、そういうケースですとお住まいであろうと推測されるわけです。けれども、ただ、何回行かせていただいても御不在だというような状況です。

【長谷川】 いわゆる居留守みたいなんじゃないかですね。

【事務局】 中におられるのかどうかは別にして、電気はついているけども出てきてもらえないというケースはございます。

【長谷川】 そういうときもある。

【事務局】 あります。

【田多】 すみません，そのとき，隣近所にはちょっと尋ねられるとか，そういうこともされてますか。

【事務局】 その家に郵便物も届いてますので，恐らくそこにお住まいであろうという前提で行っておりますので，その場合は隣近所まで聞くということはありません。

【安保】 訪問をされるときは皆様がお仕事の時間とかも，いろんな時間帯の方がいらっしゃるので，時間をずらせたり，例えば，そんなに深夜ではない夜の時間帯とかにも行かれたりはしてるんですか。

【事務局】 そうですね。あまり遅い時間は行きませんけれども，夜，それから朝一番ということも含めて，休日もそうですね。

【安保】 この残りの８名の方は引き続き訪問等されて，面談できるように努力されるということなんですね。

【事務局】 はい，そうです。

【安保】 御質問は他にございませんでしょうか。

そしたら，前回の了解事項の確認と，それと奨学金返還事務の取組状況の報告はこれでよろしいということで，結構ですね。

【長谷川・田多】 はい。

○ 住民監査請求の結果について

【安保】 そうしましたら，次の報告案件で，住民監査請求の結果について，事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは，事務局の方から御報告をさせていただきます。

資料４の方を御覧いただけますでしょうか。

平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債務につきましては、委員の皆様も御承知のとおり、平成２０年１１月の市会において議決をいただいた条例に基づいて、平成２１年の３月に履行期限が経過した平成１９年度返還分の債務について、一括して免除の手続を行っております。

この返還免除につきまして、まず、市長が条例案を提案したこと、２点目に市会議員が条例案に賛成し、これを可決成立させたこと、３点目に、市長がこの条例を公布したこと、４点目に、文化市民局の担当部長がこの条例に基づいて免除決定をしたことに対しまして、返還免除は、市の財政を著しく損なうもので違法であるとして、返還免除を決定した職員、それから、条例案に賛成した市会議員、条例を提案・公布した市長に損害賠償を請求するなど必要な措置を講じること、これを求めた住民監査請求が平成２１年９月１８日付けで行われました。

この監査請求に対しまして、本市の監査委員は平成２１年１１月１７日付けで請求棄却・一部却下との結果を公表しております。請求内容の市長の条例提案行為、それから、の市会議員の条例可決行為、の市長の条例公布行為は、いずれも財務会計行為に当たらないとして却下をされております。

請求内容の担当部長の免除決定行為につきましては、本条例の内容が著しく合理性を欠き、そのために財務会計行為の適正確保の見地から看過し得ない違法があるとは認められず、本条例の違法性を理由として、本件免除の決定の違法性を言う請求人の主張については理由がないとして、この方については棄却されております。

なお、住民訴訟が提起できる期間内に、訴訟提起がございましたため、今回は住民訴訟には至りませんでした。ただ、今後、また翌年度分以降につきまして、監査請求が提出される可能性は高いというふうに考え

ております。

以上でございます。

【安保】 ありがとうございます。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質問とかございませんでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川】 財務会計行為の観点からということですね。具体的には、今、非常に財政厳しい中で、ということでこういう観点なんですか。財務会計行為というのは具体的には。

【事務局】 厳しい状況ということではなくてですね、一応、京都市の会計上の行為ではないといえますかね。予算執行を伴うという、そういう行為ではないということですので。

【長谷川】 わかりました。

【安保】 これは平成12年以前の返還時期を迎えた債務で、平成19年度分ということなんですけど、次、平成20年度分の監査請求ということで、何年なんですかね、平成12年度以前ですと、毎年毎年その行為があるわけですね。そうすると、もしかしたら毎年毎年、監査請求が出てくる可能性があるということですね。

【長谷川】 それは何年間ですか。その行為の最終は。

【事務局】 20年間で返還をするという制度になっておりますので。

【安保】 一番遅いのは平成12年度に返還始期を迎えた債務についてが、それから20年ですよ。

【事務局】 そうですね。

【事務局】 12年度に返還の始期を迎えておられるという方は、そこが1年目ですので、そこから20年ということですね。

【長谷川】　そういう意味では，平成３２年まで続く可能性というたらおかしいですけども。

【事務局】　そうですね。

【長谷川】　その可能性はありますね。

【事務局】　はい。

【長谷川】　今回の分はこういう事情で棄却されたということですね。

【事務局】　そうですね，はい。

【安保】　この報告は監査委員の方の御判断なので，そういう監査請求の結果，請求棄却と一部却下になったということで，そういう報告でよろしいでしょうか。

そしたら，報告案件はもう以上でしょうか。

【事務局】　はい。

(2) 意見聴取

○ 失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について

【安保】　では，次に，意見聴取の案件です。

まず，「失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について」ということで，事務局から説明をお願いします。

【事務局】　それでは，事務局から御説明させていただきます。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども，百年に一度と言われる不景気の昨今，面談して状況を聞かせてもらっている中で，失業等によって収入が大幅に減少しているということを訴えてこられる方がおられます。

しかしながら、この奨学金の返還免除の所得判定に当たりましては、前年の収入によって判定をするということとしておりますため、現地点で失業等によって無収入となっていたり、収入が大幅に減少したりしていて、返還が困難になっているという場合でも考慮されないという形になっております。

そこで、こうした状況となっている借受者の方などを救済するための対応方針について、御意見をいただきたいというふうに考えております。

具体的には、2の対応（案）に記載のとおり、失業、営業不振等によって、無収入となった場合、または収入が大幅に減少しているという訴えがあった場合につきましては、前年ではなくて、当該年の課税証明書が発行される時期、これは6月なんですけれども、それまで判定を保留致しまして、当該年の課税証明書を確認したうえで、そういう状況が確認できれば、返還を1年間に限り猶予をするというものでございます。

失業、営業不振等によって無収入となった場合、または収入が大幅に減少している場合とは、次の2点に該当する場合としたいと考えております。まず、アですけれども、前年の収入が返還免除基準を上回っていること。イ、当該年における借受者等の所得判定対象者の収入総額が、給与所得者の場合には前年、事業所得等の場合は直近3年間の平均と比較をして、3分の2以下に減少して、かつその3分の2以下に減少したその額が返還免除基準以下となっているということにしたいと考えております。

以上に該当すると推定されるケースであれば、判定を6月まで保留をして、6月に発行される当該年の課税証明書を確認したうえで、今申し上げたア・イに該当していれば、規則及び要綱の第12条第1項第3号、資料5の裏面に記載させていただいておりますけれども、その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学金等を返還することが著しく困難であると

認められるときには、返還を猶予できる。この規定を適用致しまして、一年間は返還を猶予して、翌年度に改めて、免除申請を提出することができるようにしたいと考えております。

この場合、翌年度に免除申請があれば、その時点から5年間の免除が可能ということになります。逆に、そういう訴えがあって、6月まで保留をして、当該年の課税証明書を確認した時点で、条件に該当しなかったと。収入が減っていなかったという場合ですと、猶予については行わずに、履行期限、その9月末までで返還を求めていくということにしたいというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御意見、よろしくお願い致します。

【安保】 それでは、御意見とか御質問とかございませんでしょうか。

ややちょっと複雑なので、下に例を書いていたので、それで説明していただいた方が、もしかしたら誤解をしていたら困りますので。

【事務局】 わかりました。

そうしたら、下の表ですけれども、これは、毎年10万円を20年間にわたって返還をしていく場合を例にしております。一番上ですけれども、21年度、これは20年度の収入で免除判定をしますので、20年度については免除基準をオーバーする収入があったという場合ですと、21年度は返還をしていただいて、22年度に改めて免除申請をして、今年度の収入が減っていれば、その後、免除の可能性もあるというようなケースでございまして、の当該年度というところにつきましては、その6月の当該年の収入が3分の2以下に減っておれば、これで1年間猶予をします。ですので、21年から40年にかけて返還をするというケースを22年から41年にかけて、1年間ずらすということでございます。これですらして、

次の22年度に免除申請をしていただければ、21年の収入は免除基準以下に下がっておりますので、その時点で免除申請していただければ、免除が可能になる。それで、5年間、22年から26年までの5年間を免除しようということでございます。

逆に、平成22年、来年度、基準を超過すれば、免除にならないと。収入が減っていなかったという場合につきましては、21年度分については、この平成22年9月末、22年度分については翌年の9月末に返還をお願いしていくというようになるということでございます。

確かに、非常にわかりにくいケースでございます。御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

【安保】 下の例を見て、少し納得ができたんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、長谷川委員。

【長谷川】 6月のこの所得判定というのはわかるんです。9月にそれを決定されるんですね。

【事務局】 9月の末まで、その申請期間があるということです。

【長谷川】 6月に基準が決まりますよね、前年度の所得が。9月までの間にその申請期間があるということですか。

【事務局】 はい、そうですね。

免除申請ができる期間というのは、履行期限というのが10月の1日から翌年の9月の末までですので、その履行期限が到来するまでは免除申請ができることになっています。仮に、今、収入が減ったんだとおっしゃられても、その確認をとることができませんので、その次の6月まで、今申請があってもその判定については保留をしておくということになりますね。相談があれば、6月のそのときまでちょっと申請は待ってくださいという形にして、6月の課税証明書を見たうえで、所得判定をしようということ

です。

【田多】 すみません、 の来年度は基準以下になった場合、5年間免除というんですけど、その5年という根拠というのがあるんでしょうか。

【事務局】 総額の4分の1までしか免除できないことになっておりますので、20年で返還されるということから、4分の1の5年間いっぱいまで免除をしまおうという考えでございます。

【田多】 その猶予した分に対しては、1年ちょっと延びるけどもということですよ。

【事務局】 そうです。

【田多】 猶予の分は免除されずに、1年間延びて、そして出していただいたときに免除の基準に当てはまっていれば、そのとき通常と同じように5年間免除する。

【事務局】 免除です。

【安保】 これ、保留にさせていただくには、相談をしたりですね、一応免除申請をしたりする必要があるんですかね。その判定を保留にさせていただくためには、どういう手続をすればよろしいんでしょうか。

【事務局】 一つは、申請期限が9月末までございますので、面談をしていく中で、こういうケースの訴えがあった場合、相談があった場合につきましては、まず申請を待っていただくというのが一つの方法です。その場合に、返還するのは月賦、年賦、半年賦ございますけども、年賦を選択していただければ、9月の末までにお支払いいただければいいわけですから、申請をお待ちいただくというのが一つです。そのケースが非常に多いと思われますけれども。

【安保】 そうすると、やっぱり市との間で一応、面談とかですね、そういう御相談いただくことが必要になってくるわけですね。

【事務局】 はい、そうです。

【安保】 そうすると、もし新たな対応として確認された場合は、申請対象者っていうかね、そういう方にはきちっと広報をされるんですか。

【事務局】 はい、今現在、免除になられた方につきましては、次回の免除判定のときでいいかとは思いますが、それ以外の方につきましては、全員に周知をしていきたいと考えております。

【安保】 長谷川委員、収入が大幅に減少した場合ということで、3分の2以下というふうな基準にした、その基準としてはいかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。3分の2とか、2分の1とか、いろいろあるかとは思いますが、これを一律に3分の2というのがね、どうなんだろうかね。そういう意味で言うと、妥当な範囲は範囲かなと思うんですが、これがベストかどうかというのは、何とも言えませんね。この3分の2という基準がね。

【安保】 大幅に減少した場合の大幅というのがあまりにも裁量の余地が広過ぎると、やっぱりいろいろと問題があるかなというふうにも思いますので。

【長谷川】 だから、例えば2分の1とかね。

【安保】 いろんな基準はあると思うんですが、どのぐらいにするかというところがあると思うんですが、ただ、生活保護基準の1.5倍、その前後の収入の方で、該当する方ということになってくると思うので、そうすると、その収入総額が大体予想されるところで、そうするとその3分の2になってしまうと、生活状態、かなり困難が伴うのではないかなというふうには想像はできるかなとは思いますが。

【長谷川】 想像はできますね。その辺の方やったら、そうかもしれませんが、普通、会計的ないろいろな部分で大体5割の基準がありますのでね。生活レベルを考えると3分の2も許容かなと思いますが、一般的に言うたら5割ぐら

いかなと思うんですけどね。生活保護の方やったら、ぎりぎりの方やったら、3分の2で許容、許容という言葉があってるかどうか知りませんが、いいかなと思うんですね。一般的な部分で言うたら2分の1ぐらいやと思うんですけどね。一般的な部分で言えばね。

【安保】 田多委員，いかがですか。

【田多】 3分の1なくなるわけですからね。

【安保】 大体，対象とするところが，その免除基準，生活保護基準の1.5倍前後のところからの問題ですので，そうすると，通常のその会計原則でより著しくだと，ちょっと2分の1だとね，生活はかなり困窮，ものすごく困窮する状態にならないとということになりますので。

【長谷川】 そういう意味で，3分の2でね，僕，結論的には妥当だとは思いますが，一般的には2分の1かなという，そういうことで申し上げてるんで，この場合は3分の2で結構だと思います。

【安保】 そしたら，大幅に減少という，一応基準としては3分の2ということで，それについては異存がないということによろしいでしょうか。

【長谷川】 はい。

【安保】 他に御意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら，この案件に関しては，委員会として承認するというところでよろしいでしょうか。

【長谷川・田多】 そうですね。はい。

【安保】 では，承認するということに致します。

○ 奨学金の返還に応じただけでない場合の対応について

【安保】 そうしましたら，続いて，次の案件ですが，「奨学金の返還に応じ

ていただけない場合の対応について」ということで、その取組について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から御説明させていただきます。

資料 6 の方を御覧いただけますでしょうか。

返還に応じていただけない方に対する対応の基本的な方向性につきまして、事務局の案を御説明させていただきます。

まず、奨学金返還の債権の性格についてでございますけれども、この債権は私債権でございますので、市税等の公租公課とは異なっておりまして、滞納の事実だけをもって、例えば給与の差し押さえをすとか、そうした強制執行ということとはできないものでございます。そのために、まず、債権債務関係を確定させる必要がございます。そのためには奨学金返還請求訴訟を提起して、本市が勝訴するという必要がございます。

なお、訴訟提起のかわりに民事調停ですとか、支払督促という手続きをとることも考えられます。その前提に立ちまして、今後のおおよその取組の見通しについて御説明をさせていただきます。

まず、1 の（1）でございますけれども、今年度につきましては、履行期限は 19・20 年度返還分がこの 22 年 3 月 31 日、21 年度返還分については 9 月 30 日でございますので、まだ滞納は発生していないという状況でございます。

したがって、引き続き、お詫び、それから制度変更、免除、猶予等につきまして、丁寧な説明を行って、借受者の理解が得られるように努めていきたいと考えております。

次に（2）でございますけれども、来年度からは、順次履行期限が到来して、滞納が生じる可能性が出て参ります。滞納が生じた借受者等に対しましては、督促ですとか、催告、これは行っていく必要があるんですが、

同時にできる限り自主的に返還してもらえよう、誠意ある対応をしていく必要があると考えております。

その後も、粘り強く面談を行っていくわけですが、それでもなかなか返還に応じてもらえないという場合は、一方でその制度変更を理解を示していただいて、返還に応じていただいている方もおられるわけですから、その公平性を確保する観点から、資力があるにもかかわらず、正当な理由なく返還に応じてもらえない方に対しましては、一定の時期には法的措置につきましても、検討していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

この日程の時期をいつにするのかですとか、どのような方法をとっていくのか等につきましては、またその時期に具体的事例に応じて、監理委員会の御意見をお聞きしたいというふうに考えております。

なお、1件の価格が50万円を超える訴訟を提起する場合には、市会の議決が必要ということになっております。

次に、(3)ですが、この最終段階と致しまして、これは勝訴判決を前提としているわけですが、その判決確定後に初めて給与の差し押さえなどの強制執行が可能というふうになっております。

なお、この法的措置の実施の是非、それから時期、手法等につきましては、しかるべきときに監理委員会の御意見をお聞きしたいと考えております。基本的な方向性について、御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【安保】 では、現段階ではまだ履行期限が来ておりませんので、具体的に履行するという形ではなくてですね、基本的な方向性としての確認を願いたいとのことですが、長谷川委員、いかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。今、ここに述べられてますように、公平性の部分が重視さ

れると思いますので、何らかの措置が必要かなと思いますので、法的な措置、支払督促は、場合によってはということで、そういうこともやむを得ないなというふうには、私はと思いますがね。資力ある方が前提ですんでね。そうですね。

【事務局】 はい。

【安保】 田多委員、いかがですか。

【田多】 誠意ある対応というんでしょうか。お願いというんでしょうか。氷が溶けていくように、何回も何回も。払っておられる方もいらっしゃいますし、誠意を持ってお話をして、それでもだめならもうそういう訴訟なんかも必要であると思いますけれども、まず、話し合いをしていただきたいなと思います。もうしておられると思いますけど。これからも。

【安保】 できる限り猶予の制度とかを利用していただいて、返還できる形でそういう御説明も含めて、市の方には対応していただきたいと、委員会としてお願いですが。ただ、それでも返還していただけない場合は、通常の方法でやっていかれる。ただ、どういう方法を選ぶかとか、いつの時期にされるかとかいうのは、また委員会に諮っていただくということですので、その時期がいつにするかというのはありますけども、ただ、平成19年度・20年度については、今年の3月末ですので、3月末にどの程度の方が納付していただけるのか、それからその後、説得をされてどういう状況なのかっていうのは、次回、委員会のときには御報告いただいて、またそのときに、その報告を踏まえたうえで、また事務局の方で今後の見通し等についても、また説明をいただくということでよろしいでしょうか。

【事務局】 ただいま御指摘いただきましたように、この制度のこれまでの経過等を踏まえますと、機械的に期限が過ぎたからすぐ督促とかそういう段階に進むということではなしに、田多委員さんからもありましたようにですね、

粘り強く御理解を求めていくという，こういう作業が当然必要となって参ります。

それとあわせてですね，あくまでも資力があるにもかかわらず，正当な理由がないという，そういうケースが該当するかと思いますので，その辺につきまして，この委員会の中で御議論をいただきたいと，その御判断をもとに対応していきたいというふうに考えております。

【安保】 資力があって，正当な理由がない人もやっぱり，今の返還をいただくということについての理解がなかなかいただけないというところもあるのかもしれませんので，さらに丁寧に御説明の方をお願いします。

そうしましたら，この案件に関しては，今の説明いただいた基本的な方向で御承認いただくということでよろしいでしょうか。

【長谷川・田多】 結構です。

【安保】 そしたら，委員会として，この基本的方向性として，承認することと致します。

そうしましたら，次は，「延滞利子の取扱基準」ということで，事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは，事務局から引き続いて説明させていただきます。

今の資料６の裏面でございますけれども，延滞利子の取扱いについてでございます。

現在，京都市奨学金の貸与規則，それから就学奨励金の貸与要綱のそれぞれ第１３条第１項では，「正当な理由がなく，期日までに返還しなかった場合は，年１４．５％の延滞利子を支払わなければならない」ということになってございます。

今回の制度の見直しによりまして，奨学金の返還を求められることが不測の事態ではありますけれども，規則で延滞利子を支払わなければならな

いことが明記されていることですか、期日までに返還された方との公平性を確保する観点から見た場合には、やはり「正当な理由」がないという場合には、延滞利子を請求することはやむを得ないものと考えております。

この「正当な理由」の取扱いについて、御意見をいただきたいということでございますが、（２）の方に記載をしていますとおり、「正当な理由」があるときとは、この３点を考えております。

１点目ですが、１点目は、返還金が滞納となったけれども、奨学金等の返還が困難と認められる場合。具体的には、当該年の所得が返還免除基準に該当している場合。前年度は該当しなかったので、滞納が発生してしまったけれども、今年度で見たら該当しているという場合で、その滞納金を一括返還されたりとか、もしくは、その返還を誓約どおりに履行された場合につきましては、延滞金の請求についてはしないというのが１点目でございます。

２点目につきましては、所在不明などで、その請求が届かないまま履行期限が過ぎたという場合でございます。

３点目と致しましては、その他、本人に責任がない場合などということでございます。そのことによって延滞利子を請求することが適当でない場合。これは例えば、例としてはまれかとは思いますが、京都市は御両親とこれまで折衝、御説明をしてきておりまして、その御両親と話した結果、滞納になってしまっているという状況のときに、御本人が滞納になっているということを知らないというケースで、御本人が返還を申し出てきたときなど、こういった場合なんかにつきましては、延滞利子を請求することは適当ではないのかなというふうに考えております。

この３点に該当する場合については、正当な理由があるというふうにしていきたいというふうに考えているわけでございます。

なお，失業等によって収入が減少した場合の取扱いの説明のときにもお話を致しましたけれども，規則，要綱に，災害・疾病等やむを得ない理由により返還が困難な場合は，返還の猶予を受けられるということがございます。この猶予期間中については，当然，延滞利子は発生しないということになります。やはり，延滞利子はやむを得ないのかなというような案になってございます。

事務局からの説明については，以上でございます。よろしくお願い致します。

【安保】 この件に対して，御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

【長谷川】 この「正当な理由」のこの次の場合というふうに言われてますけども，これは一種の例示列举というような感じで解釈したらいいんでしょうかね。

【事務局】 はい，そうですね。１点目，２点目につきましては，限定されると思います。３点目につきましては，いろんなケースがあるかと思います。今申し上げた，本人が滞納だということを知らなかった場合というのは，あくまで一つの例でございまして。

【長谷川】 ということは，ケース・バイ・ケースで判定する必要があるということふうに解釈したらいいんですね。

【事務局】 はい。

【安保】 田多委員，いかがですか。

【田多】 所在不明のときに，この所在不明は何年間とかそういうのはないんでしょうか。何年間所在不明とか。

【事務局】 履行期限が経過をしてしまった場合ですね。納入通知書等を相手に渡すことができなかったままで，所在不明で履行期限が過ぎてしまった。その後で所在がわかった場合につきましては，その方に請求してないわけです。

から、その分の延滞利子は請求できないのではないかと、こういう考えで
ございます。

【田多】 はい、わかりました。

【安保】 そうすると、先ほどの取組状況の報告の中で、7名の方が所在不明で、
まだ御説明ができていないという方がありました。その方がもしこのまま
ずっと届かなければ、その方に対しては、この延滞利子がつかないという
こと、そういう理解したらよろしいですね。

【事務局】 そうです。

【安保】 この正当な理由の最初の1番目なんですけれども、結局、これはその滞
納金を一括して返済していただいたり、市との間で、分割返済か何かの約
束をしていただいて、その約束どおり支払って、結局完済していただいた
場合ということですかね。

【事務局】 はい、そうです。

【安保】 もとの返済すべきものを完済していただいたら、延滞利息は生じないとい
うことで、もし仮に一部は返済されたけれども、やっぱりそのとおり完
済していただかなければ、もとの利息が発生するということになるんでし
ょうか。

【事務局】 はい。

【安保】 その正当な理由というのは、通常理解のところを明文化していただく
ということで、例を挙げていただいて、多分、その他のところも、上の二
つの例と大体同等かどうかというところで、結局判断することになるとい
うことで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【長谷川】 ちょっと観点が違うんですけどね、14.5%の延滞の利子ですね、こ
の率、これでいいのかなというふうなことを、私は疑問に思うんですけど

も、こういうふうにですね、貸与規則でね、こうなっているからということと言われたらもうそれまでなんですけども、例えば、金利もいろいろ変動もしますし、相続税の延納の利子税についてもですね、その時代時代に応じて、4.8が4.2になり、今3.6ですかね、ちょっと性格が違うのであれですけどね、決まってるものにいうのもあれなんですけども、この利子の率、払う人に対して14.5%の延滞利子の適正性、今日の議論とは違いますけどね、これは、僕、少し高いんかなというふうな、もう少し弾力的に見直すべきかなと思います。こういうことは、規則で決まってるんですから、仕方ないかもしれませんが、これは感想ですけどね。

【安保】 正当理由のところを判断するについては、利息との関係も多少は影響するところがありますので、長谷川委員としては、今のいろんな利息等を考えると、14.5%は高いんじゃないかという御意見ですね。

【長谷川】 そうです。

【安保】 前回、御説明いただいたんですけど、大体、公立の高校の場合に年間いくらとか、私立の大学も含めたときは、年間、大体いくらになるという、何か御説明がありましたけど、一番多い方でどのぐらいなんでしょうかね。

【事務局】 高校も大学も私立へ行かれた方ですと、600万円ぐらいになりますね。

【安保】 600万円ぐらい。総額ですね。そうすると。

【事務局】 年30万。

【安保】 30万。

【事務局】 はい。

【安保】 規則的には違反してはいないんですけども、ただ、他の公定歩合とかに比べたらいかがでしょうか。

【田多】 高いんですかね。

【長谷川】 ような気がするんですけどね。

【田多】 柔軟に見直すとかできひんですかね。何年間に一度見直しをするとか，
そういうことはできないんでしょうか。

【安保】 これは規則で定められてるんですね。

【事務局】 はい。

【安保】 実態等見てですね，今の社会の情勢とかを見るべきでは。この規則とい
うのは，いつ制定の規則でしたっけ。

【事務局】 昭和 5 7 年当時にできた規則です。

【安保】 昭和 5 7 年当時の規則が今の社会で，いろんな経済事情からして，妥当
なのかどうかというのはあるかと思いますので，委員会の意見というか，
要望としてですね，事務局に対して検討をお願いしたいんですが。

【長谷川】 私はそう思うんですけど。

【安保】 そうしましたら，正当理由は正当理由として判断していただいて，それ
で延滞利息の点については，委員会として意見をお二人の委員が述べたとい
うことです。

そうしましたら，お二人の意見がそういう御意見なので，例えば，他の
自治体の利息等とか，あまりにも古い規定と比較するというのは，ちょっ
とまた合理性がないので，最近見直されたところがあるかどうかとか，そ
れから他の延滞利息等もちょっとお調べいただいて，事務局の方で，でき
たら検討いただきたいということで，そういう意見でよろしいでしょうか。

【事務局】 事前に，こちらで今わかってる範囲ですけれども，大体 1 0 % ぐらいに
設定されているところが自治体では多いですね。すべてを調べたわけでは
ございませんけれども。そういう意味では，1 4 . 5 % というのは高いの
かもわかりません。

それとですね，もともと設定したのが昭和 5 7 年ということで，それ以
降，相当な年数もたっておりますし，社会経済状況の変化も非常に大きい

ものがございますので、そういった部分も考慮に入れてですね、少しこの数字については検討していきたいというふうに思っております。

【安保】 利息は社会の経済状況等と、それと返していただくについて、きちんと返済された方と、返済されてない方のやっぱりそのバランスとかも含めて、定めるもんだというふうに思いますし、でもあまりにも高過ぎると借りられる方がかえって返す意欲もなくなるところもありますので。そうしましたら、今、事務局の方から他の自治体等で調べたところ、10%ぐらいということ調べていただいているところもありますけども、これについてはもう少し議論を、事務局の方でもですね、もう少しお調べいただいて、そのうえで、私たちの考え方としては、ちょっと高過ぎるんじゃないかというふうな考え方を持っていますので、次回のときにですね、お調べいただいた点について、また報告いただくか、それかそのときの提案という形でいただくか、その辺は事務局の方で持ち帰っていただけますでしょうか。

そうしましたら、今日の議題は正当な理由の取扱いでして、その事務局の提案の正当な理由の例の列举について、社会の通念からしてですね、このこれでいいかということなんですけれども、いかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。例示列举ということですので、結構だと思います。

【事務局】 ちょっとよろしいでしょうか、すみません。

先ほどちょっと説明不足の分が一部ございましたので、1点目のところですけども、滞納金を一括返還すれば、免除にしたいということですけども、どの時期でもいいのかと言われると、そうではないということで、その部分がちょっと抜けています。例えば、5年後にまとめて払ったらそれでもいいのかということにはならないというふうに考えておりますので、おおむね、そうですね、次の滞納が発生するまでとか、そういった感じで考えていただきたいというふうに思います。

【安保】 そうすると、分割して、誓約どおりに履行された場合というのは、次の履行期ぐらいいまでに分割をしていただくという形で考えられてるということとでよろしいでしょうか。

【事務局】 そうですね。基本、原則的にはそうだと思いますけども、例えば、昨年度の分は滞納になりました。でもその次には免除になりましたという方は、5年間免除期間がございますので、例えばそういうケースでしたら、もう少し長めというのも可能かというふうに考えます。それは、その状況に応じて、お支払いいただくというのが大前提ですので、常識の範囲内で区切るといようなことを考えておりますけれども。

【安保】 そうしましたら、この利子の問題と正当な理由というところは分けて考えることができると思いますので、正当な理由に関しては、今回のこの取扱いの案で承認していただくということとでよろしいでしょうか。

そうしましたら、将来ですね、こういう延滞利息が発生するような事例がないことが一番いいことなんですけども、もしそういう場合が生じたときにですね、正当な理由に該当するとして、延滞利息に関しては、結局免除された例がありましたら、この委員会に御報告いただいて、こういう例でこういうふうに免除致しましたというふうな御報告の方をしていただくということで、お願いできますでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

【安保】 そしたら、正当な理由の取扱いのこの案に関しては、それで承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

そしたら、あと、延滞利息に関しては、その14.5%については、委員会としてはちょっと高いというふうに思いますので、事務局の方で見直しの方をしていただく、そういう意見でよろしいですか。

【長谷川・田多】 はい、結構です。

【安保】 そうしましたら，これで，今回の案件としては，事務局の方から以上でよろしいでしょうか。

(3) その他

【安保】 そうしましたら，事務局の方からは以上だそうですが，他に長谷川委員，それから田多委員，何かございますでしょうか。

【長谷川】 そうですね。ずっと努力されてるということで，非常に敬意を表しますが，引き続きですね，努力してもらうということで。

【事務局】 はい。

【安保】 事務局の体制としては，前回，体制を御説明していただきましたけども，来年度も同じ体制で，今後も臨まれるんですか。それはわからないですか。

【事務局】 今年度はですね，事務の取っかかりというか，最初ですし，対象者数も1,404人ということなんですが，先ほど御説明致しましたように，既に免除になった方とかもいらっしゃいます。それで，今後そういう意味で接触する回数とかが，今年度よりは若干減るというふうには思っておりますので，それに見合った体制になるかなというふうに考えております。

【安保】 わかりました。他にございませんでしょうか。

そしたら，委員の方からはございませんので，事務局の方からは何かございますでしょうか。

【事務局】 本当に長時間，熱心に御協議いただきまして，ありがとうございました。御意見いただきました，今後も丁寧に返還事務を進めていくこと，それとあわせて，御提案いただきました延滞利子の規定の見直し案ですね，これにつきましては，検討のうえ，次回の委員会で御提案させていただきたいというふうに思っております。

それと，今回の会議の議事録につきましても，できるだけ早く事務局で

案を作成致しまして、委員長に御確認いただいたうえで、公表させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思いをします。

なお、次回以降の委員会の日程でございますが、今後の事務の進捗状況等につきまして、平成22年度の6月ごろを目途にですね、平成21年度 of 取組状況の報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げました延滞利子の規定見直しですね、そういったことも御提案させていただけたらというふうにも思っております。

また、個別の御相談させていただきたい案件が出て参りましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いをします。

事務局からは以上でございます。

【安保】 ありがとうございます。

そうしますと、次回は平成22年の6月ということで、3月末の履行期の後になりますので、3月末の履行期までですね、ぜひ努力をいただいて、次回の委員会のときには、あまりその履行期を過ぎたという方がですね、あまりいらっしゃらないように、誠実に対応していただきたいというふうに思いをします。

では、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回の会議を終了致します。